

交通費算出の基本的な考え方について

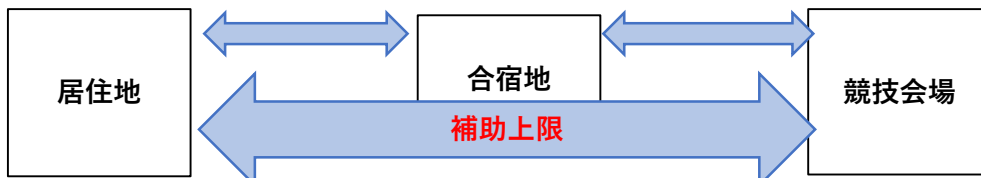
1. 補助の上限は、居住地から競技会場までの往復分とする。



2. やむを得ない事由（ケガ・病気・自然災害・交通事情・大会の中止・**負け帰り**等）で欠場となった場合、移動に係るキャンセル料は補助対象とする。

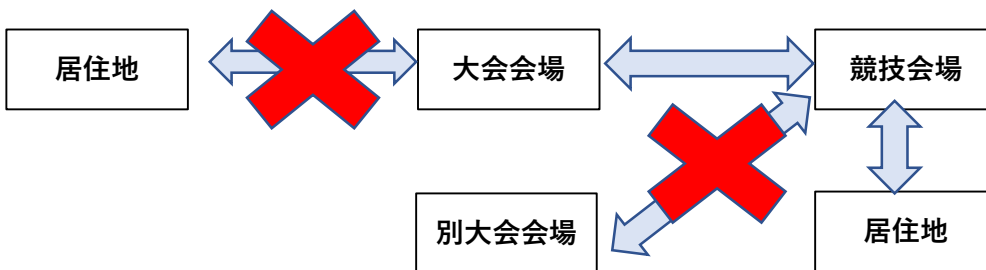
3. 事前合宿等を行う場合

基本的には補助対象となるが、交付申請額の上限を超える場合は、競技団体（または個人）の負担とする。上限の考え方については1を参照する。



4. 東北総スポまたは国スポに参加する前に別の大会に参加している場合

居住地から事前に参加している大会会場までの交通費・宿泊費については、対象外とする。ただし、大会の会場地が同一経路内にある場合においては、経由地として大会会場を対象とする。交付申請額の上限額を補助をする。

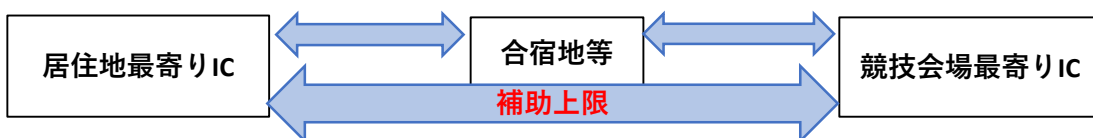


5. **高速道路**の利用について

- (1) 補助の上限は、原則、居住地最寄りIC～会場地最寄りIC間とし、申請後の変更は特別な理由がない限り認めない。



- (2) 事前合宿に参加する場合において、合宿地を経由する場合は、交付申請の区間の補助上限額内で補助を行う。



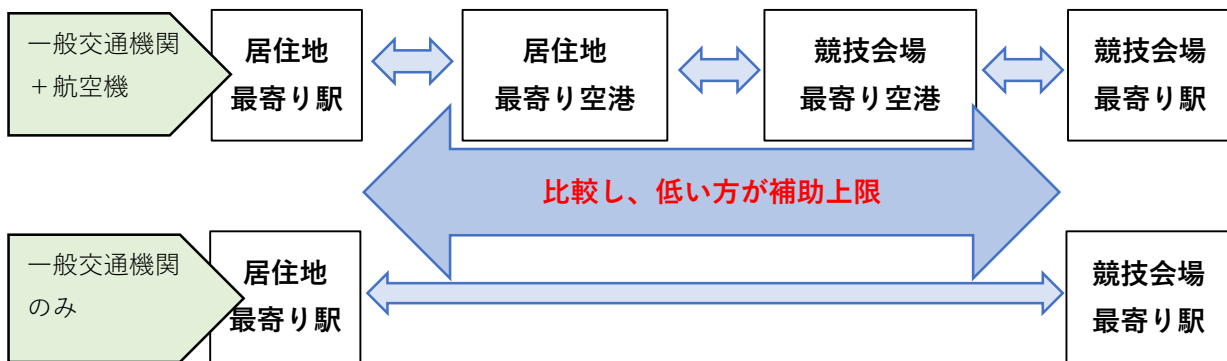
6. ふるさと選手

算出に当たっては、1～4を使用するが、様々なパターンが考えられるため、必要に応じて宮城県スポーツ協会事務局へ連絡し確認を行うこと。

交付申請額の上限を超える場合については、競技団体（または個人）の負担とする。

## 7. 航空機利用について

- (1) 航空機使用時の交付決定額は、一般交通機関利用額と比較し、低い方の金額とする。  
交通費の起点は、居住地最寄駅から競技会場最寄駅までとし、最寄りの空港を経由地とする。



- (2) 駐車場代（空港）は対象外とする。事前合宿等については上記3, 4に記載のとおりとする。